

「特別養護老人ホーム仁風園」運営規程

第1章 施設の目的及び運営の方針

(目的)

第1条 この規程は、老人福祉の理念に基づき、社会福祉法人和仁福祉会が開設する特別養護老人ホーム仁風園（以下「仁風園」という。）が行う指定介護老人福祉施設・指定短期入所生活介護事業所及び指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下指定短期入所事業所という。）の運営に係る必要事項を定め、業務の適正かつ円滑な運営管理と、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」、「指定短期入所生活介護及び、指定介護予防短期入所生活介護の事業の人員、設備及び運営に関する基準」を遵守し、入所者及び利用者の生活の安定と充実、並びに家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営方針)

第2条 仁風園の指定介護老人福祉施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものとする。

2 仁風園の指定短期入所事業所は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

(施設の名称)

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称

指定介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム仁風園
指定短期入所生活介護事業所	特別養護老人ホーム仁風園
指定介護予防短期入所生活介護事業所	特別養護老人ホーム仁風園

(2) 所 在 地

石巻市大森字内田1番地28

第2章 職員の職種、員数及び職務の内容

(職員の職種及び員数)

第4条 仁風園に勤務する職員の職種別定数を次のとおり配置する。

但し、法令に基づき兼務することができるものとする。

- | | | |
|------|----------|-----------------|
| (1) | 施設長（管理者） | 1名 |
| (2) | 事務長 | 1名 |
| (3) | 生活相談員 | 1名以上 |
| (4) | 介護支援専門員 | 1名以上 |
| (5) | 介護職員 | 19名以上（業務員と兼務1名） |
| (6) | 看護職員 | 3名以上 |
| (7) | 機能訓練指導員 | 1名以上（ユニット部と兼務） |
| (8) | 事務員 | 1名以上 |
| (9) | 管理栄養士 | 1名以上（ユニット部と兼務） |
| (10) | 調理員 | 6名以上 |
| (11) | 医師（嘱託医） | 1名（ユニット部と兼務） |
| (12) | 業務員 | 2名（介護職員と兼務1名） |

※（1）の管理者は、指定通所介護事業所、第1号通所事業の管理者等と兼務。

※（2）の事務長は、指定通所介護事業所、第1号通所事業の事務長と兼務。

2 前項に定める職員の外、必要に応じてその他の職員を置くことができる。

(職務内容)

第5条 職種別職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 施設長は、施設職員の管理、業務実施状況の把握、その他の管理を統括し、必要な業務を職員に指揮監督するものとする。
- (2) 医師は、入所者並びに利用者の診察、入所者並びに利用者及び職員の健康管理及び保健衛生に関する指導等の業務に従事する。
- (3) 生活相談員は、入所者並びに利用者の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努め、入所者並びに利用者及びその家族の相談に適切に応じるとともに、必要な助言並びに処遇の企画及び入退所に関する業務上及び関係医療機関、行政機関、地域住民等との連絡調整に係る業務に従事する。
- (4) 介護職員は、入所者並びに利用者の心身の状況に応じ、入所者並びに利用者

の自立支援及び日常生活の充実に資するよう、入浴、清拭、排泄、離床、着替え等の生活機能の改善又は生活機能の訓練等に必要な介護援助業務に従事する。

- (5) 看護職員は、常に入所者並びに利用者の健康状況に注意し、健康保持のために適切な措置並びに保健衛生管理及び必要な生活機能の改善又は維持のための必要な機能訓練等の援助業務に従事する。
- (6) 管理栄養士及び栄養士は、入所者並びに利用者の心身の状況並びに栄養量及び嗜好等を考慮した献立、調理員の指導、入所者並びに利用者の栄養指導及び衛生管理等の給食全般の業務に従事する。
- (7) 機能訓練指導員は、入所者並びに利用者の心身の状況等を踏まえ、日常生活を営むのに必要な生活機能を改善し、又その減退を防止するための機能訓練業務に従事する。
- (8) 介護支援専門員は、要介護者等が有する能力、その置かれた環境課題等を把握し要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関し、適切な施設サービス計画を作成し、市町村、介護各サービス事業者との連絡調整を図る業務に従事する。
- (9) 事務員は、庶務及び会計事務の他、他の業務に属さない業務に従事する。

第3章 利用定員 (定員等)

第6条 仁風園の指定介護老人福祉施設の入所定員は、54名とする。

2 仁風園の指定短期入所事業所の利用定員は、16名とする。

第4章 入所者及び利用者に対するサービスの内容及び利用料その他の費用の額

(施設サービス計画・短期入所生活介護サービス計画の作成)

第7条 指定介護老人福祉施設は、施設サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ入所申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業員の勤務体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付し、分りやすいように説明を行い、当該施設サービス提供について、入所申込者の同意を得るものとする。

- 2 指定介護老人福祉施設の入所者については、その心身の状況、その置かれている環境に配慮し、家族の希望を勘案し、その者の同意を得て、施設サービス計画を作成し、適切なサービスを提供するものとする。
- 3 指定短期入所事業所の利用者については、相当の期間にわたり継続して利用が見込まれるときは、その者の同意を得て、短期入所生活介護計画又は介護予防短期入所生活介護計画を作成するものとする。
- 4 入所の利用申込みに際して、心身の状況・病歴等の把握に努めるとともに入院治療を必要とする場合や申込者に適切な便宜を供与することが困難な場合は、適切な医療機関や介護老人保健施設を紹介するなどの措置を講ずるものとする。
- 5 入所者のサービス計画については、入所者の介護の状況等を勘案し、必要な見直しを行うものとする。

(介護サービスの内容)

第8条 介護サービスは、入所者並びに利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するように、入所者並びに利用者の心身の状況に応じて、適切に行うものとする。

- 2 仁風園は、一週間に2回以上適切な方法により、入所者並びに利用者を入浴させ、又は清拭を行うものとする。ただし、入所者並びに利用者が傷病、感染症疾患の疑い等がある場合には、医師または看護職員の判断に基づき、これを行わないことができるものとする。
- 3 入所者並びに利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行うものとする。
- 4 おむつを使用せざるを得ない入所者並びに利用者については、プライバシーに配慮しながら適宜、交換等を行うものとする。
- 5 離床、着替え、整容等の介護サービスについても、入所者並びに利用者の状況に応じて、適切に行うものとする。
- 6 各サービス提供に当たり、入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入所者の行動を制限する行為を行ってはならないものとする。なお、やむを得ず行う場合には、事前連絡又

は事後に速やかにその家族等に報告し、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録するものとする。

(食事の提供)

第9条 食事の提供は、入所者並びに利用者の身体の状況、栄養及び嗜好を考慮したものとする。

- 2 食事の内容は、あらかじめ栄養士による献立表を作成し、入所者並びに利用者の目に触れやすい場所に掲示しておくものとする。
- 3 食事を提供する場合は、入所者並びに利用者の自立を考慮して可能な限り、離床して、食堂で提供するように努めるものとする。
- 4 病弱等の入所者に対する食事の提供については、医師の指示により提供するものとする。
- 5 調理および配膳に当たっては、食中毒の防止等の衛生管理に十分配慮するものとする。

(送迎)

第10条 指定短期入所事業所の利用者の入退所時には、利用者の希望に応じて自宅へ送迎サービスができるものとする。なお、送迎を行う地域については、別紙のとおりとする。

(相談及び援助)

第11条 仁風園は、常に入所者並びに利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者並びに利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに必要な助言、その他の援助を行うものとする。

(社会生活上の便宜供与等)

第12条 仁風園は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者並びに利用者のためのレクリエーション行事等を行い、生活の質の向上に努めるものとする。

- 2 入所者が、日常生活の営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の申出・同意を得て、所定の手続事務等を代わって行うことができるものとする。

- 3 常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会の確保に努めるものとする。

(機能訓練)

- 第13条 仁風園は、入所者の心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行うものとする。

(入所者の入院期間中の取り扱い)

- 第14条 指定介護老人福祉施設の入所者が、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、入院後概ね3ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれる時は、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び施設を円滑に利用できるようにしなければならない。

(退所)

- 第15条 居宅での日常生活が可能と認められる入所者又は居宅介護が可能と認められる入所者に対し、本人及びその家族の要望、退所後の置かれる環境等を勘案し、円滑な退所のための援助を行う。

- 2 入所者の退所に際しては、居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健・医療・福祉サービス提供者との線密な連携に努める。

(利用料等)

- 第16条 指定介護老人福祉施設の利用料の額は、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準によるものとし、施設サービスに係る費用の介護保険負担割合証等に応じた額と食事の提供に要する費用、居住に要する費用及び日常生活等に要する費用として別に定める利用料の合計額とする。

- 2 指定短期入所事業所の利用料の額は、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準によるものとし、居宅介護サービスに係る費用の介護保険負担割合証による自己負担割合に応じた額と送迎に要する費用、食事の提供に要する費用、滞在に要する費用及び日常生活等に要する費用として別に定める利用料の合計額とする。

- 3 入所者並びに利用者が、特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費等の利用者負担額軽減制度を利用する場合や生活保護を受給する場合等、別途法令に定めがある場合は、当該法令によるものとする。

- 4 同条第1項及び第2項に掲げる費用の額に係るサービス提供に当たっては、あらかじめ入所者並びに利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、同意を得るものとする。なお、やむを得ない事情により当該サービス内容及び費用に変更が生じる場合は、あらかじめ文書により説明を行い、同意を得るものとする。
- 5 仁風園は、当月の利用料の合計額の請求に明細書を付して、翌月の5日までに入所者等に通知するものとする。
- 6 入所者は、前項による利用料の合計額を別の定める日までに支払うものとする。ただし、利用終了後に伴い、月途中で退所する場合には、利用料の残金を退所時に仁風園に支払うものとする。
- 7 指定短期入所事業所における送迎サービスが通常の範囲を超える場合には、介護保険料の送迎費の他に別に定める利用料の実費を徴収することができるものとする。
- 8 支払方法は、振込又は現金のいずれかの方法のよるものとし、施設長と入所者及び利用者等で決めるものとする。

第5章 仁風園の利用に当たっての留意事項

(施設内の禁止行為)

第17条 入所者並びに利用者は、明るく、楽しく、生きがいのある施設生活を送るために、施設内では、次の行為をしてはならない。

- (1) 喧嘩、口論、泥酔等で他の入所者及び利用者に迷惑をかけること。
- (2) 政治活動、宗教、慣習等により、自己の利益のために他人の自由を侵害したり、他人を排撃したりすること。
- (3) 指定場所以外で火気を用いること。
- (4) 施設の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- (5) 故意又は、無断で施設に若しくは備品に損壊を与え、又はこれを施設外に持ち出すこと。

(金銭管理等)

第18条 入所者の金銭及び預金等の管理は入所者自身が行うことを原則とする。
ただし入所者本人が特に施設に依頼した場合又は入所者本人が認知症等により十分な判断力を有せず金銭等の適切な管理が行えないと認められた場合、身元引受人等の承諾を得たときは、施設において入所者の金銭等の管理をやむを得ないものとする。

2 前項の場合にあつては、入所者等の依頼又は承諾を確認し、具体的な管理方法及び定期的な報告等を定めた契約書を交換するものとする。

第6章 非常災害対策

(災害、非常時への対応)

第19条 仁風園は、消防法の規程に基づく消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画を策定し、職員並びに入所者が参加する消火、通報又は避難の訓練は少なくとも年2回実施、そのうち年1回以上は夜間検証を実施するものとする。

2 仁風園は、消防法の規程に基づく消防設備及び風水害、地震等の災害に際して、必要な設備を設けるものとする。また、防災設備等の自主点検を定期的の実施するものとする。

3 入所者並びに利用者は、健康上又は防災等の緊急事態の発生に気がついた場合は、ナースコール等の最も適切な方法で、施設職員に事態の発生を知らせるものとする。

(業務継続計画)

第20条 仁風園は、感染症や非常災害の発生において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。業務継続計画については、職員に対し周知し、研修及び訓練を定期的の実施し、必要に応じて見直し変更するものとする。

第7章 その他の施設運営についての重要事項

(職員の研修)

第21条 施設管理者は、職員の資質の向上を図るため、研修の機会を次のとおり実施するものとする。

(1) 採用時研修(採用後1ヶ月以内)

(2) 継続研修 (月 1 回以上)

(3) 外部研修 (随時)

- 2 特に直接処遇職員については、高齢者の心身の特性、実施するサービスのあり方及び内容、介護に対する知識及び技術並びに作業手順等の研修を定期的に行うものとする。

(施設及び設備等の管理)

第 2 2 条 仁風園は、建物、設備及びその他諸施設を常に点検し、適正な維持管理を図り事故を未然防止に努めなければならない。

- 2 施設・設備等の維持管理は、施設職員全員が当たるものとする。

(健康管理等)

第 2 3 条 医師又は看護職員は、常に入所者並びに利用者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとるように努めるものとする。

- 2 入所者の健康診断を年 2 回以上の受診の機会を与え、その記録を保存し、常時入所者の健康保持に努めるものとする。
- 3 医師は、その行った健康管理に関し、入所者の健康手帳などに必要事項を記録し、保存するものとする。
- 4 入所者の疾病、事故に対応するための協力医療機関や急病等の場合の救急連絡体制の整備を行うものとする。
- 5 入所者の生活及び健康の状況並びにサービスの内容を入所者の家族等に定期的に報告を行うものとする。

(衛生管理等)

第 2 4 条 仁風園は、入所者並びに利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水については衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。

- 2 仁風園は、当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 仁風園における感染症及び食中毒まん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- (2) 仁風園における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 仁風園において職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会)

第25条 仁風園は、当該施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るために、当該施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的開催するものとする。

(苦情処理)

第26条 仁風園は、その提供した施設サービスに関する入所者並びに利用者及びその家族からの苦情を迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

- 2 入所者並びに利用者又はその家族が、提供されたサービス等について、苦情を申し出た場合は、速やかに事実関係を調査し、その結果並びに改善の必要性の有無及び改善方法について入所者並びに利用者又はその家族に報告するものとする。
- 3 苦情申立窓口は、別に定める「重要事項説明書」に記載のとおりとする。

(秘密の保持)

第27条 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者並びに利用者又はその家族の秘密を第三者に漏らしてはならないものとする。

- 2 仁風園は、本施設職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者並びに利用者又はその家族の秘密を漏らさないように、職員との雇用契約において必要な措置を講ずるものとする。

- 3 各サービス会議において、入所者並びに利用者の個人情報を用いる場合は、入所者並びに利用者の同意を得て、入所者及び利用者の家族の個人情報を用いる場合は、当該家族の同意を得るものとする。

(地域等の対応)

第28条 仁風園は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うなど、地域の交流に努めるものとする。

(緊急等の対応)

第29条 入所者並びに利用者は、身体の状態の急な変化等で緊急に職員の対応が必要になった場合には、昼夜問わず、いつでも職員の対応を求めることができるものとする。

- 2 職員は、ナースコール等で入所者並びに利用者から緊急の対応要請があった場合には、速やかに適切に対応を行うものとする。

- 3 入所者並びに利用者が、あらかじめ近親者等に緊急連絡先を届出している場合には、医療機関への連絡とともに、その緊急連絡先へも速やかに連絡を行うものとする。

(協力医療機関)

第30条 仁風園は、入所者の病状の急変時に備えるため、あらかじめ次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるものとする。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - (2) 仁風園からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を常時確保していること。
 - (3) 入所者の病状が急変した場合等において、仁風園の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
- 2 仁風園は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定介護老人福祉施設に係る指定を行った都道府県知事に届けるものとする。

- 3 仁風園は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めるものとする。

(死亡時の取扱)

第31条 入所者並びに利用者が死亡したときは、直ちに入所者並びに利用者の身元引受人に連絡するとともに、必要に応じ死亡の状況その他について、行政機関及び居宅介護支援事業者に対し、届出又は報告するものとする。

(賠償責任)

第32条 施設のサービス提供に伴って、施設又は事業所の責めに帰すべき事項により、入所者並びに利用者の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合は、入所者並びに利用者に対して、その損害を賠償するものとする。

- 2 事業者は、以下の各号に該当する場合には、損害賠償責任を負わないものとする。

- (1) 入所者並びに利用者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合。
- (2) 入所者並びに利用者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合。
- (3) 入所者並びに利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合。
- (4) 入所者並びに利用者が、事業者若しくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合。

(身体的拘束等)

第33条 仁風園は、指定サービスの提供に当たっては、入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するための緊急やむ得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わない。

- 2 仁風園は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむ得ない理由を記録するものとする。

3 仁風園は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(虐待防止に関する事項)

第34条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(記録の整備)

第35条 仁風園は入所者並びに利用者、職員、施設整備及び会計等に関する諸帳簿を保存整理しておくものとする。

2 入所者並びに利用者に対するサービス提供の諸記録については、その完結した日から5年間保存するものとする。

(掲示)

第36条 仁風園は、施設内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務体制、協力医療機関、利用料その他サービスの選択に資する重要事項を掲示する。

2 仁風園は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載する。

(その他)

第37条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人和仁福祉会と施設管理者との協議に基づき定めるものとする。

附則 この運営規程は、令和7年2月1日から施行する。